

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会
地域共生型社会推進事業助成金

事業完了報告書（公開用）

1、概要

報告日	平成 28 年 4 月 28 日
報告者	三上 房枝
助成団体名 (所属団体名)	特定非営利活動法人 滋賀いのちの電話
団体住所	〒 525-8799 草津郵便局私書箱第10号 (※住所非公開)
団体電話番号	077 - 552 - 1218
代表者 (助成対象者)	理事長 千原 美重子
助成対象事業	「滋賀いのちの電話」 電話相談員シスターブラザー相談員養成事業
事業（助成）期間	平成 25 年 4 月 ～ 平成 28 年 3 月
事業費総額	776,600 円
助成金総額	770,000 円

※住所・電話番号等は団体のものを記載し、個人情報に関わることは記載しないでください。

次ページ以降に「事業内容」、「事業成果」、「今後の課題など」を簡潔に記載してください。

注意事項

- ①共済会ホームページに掲載しますので**個人情報の掲載は禁止**します。
- ②「事業内容」、「事業成果」、「今後の課題など」は**合計5ページ以内**で作成してください。
- ③**写真の掲載は原則禁止**しますが、どうしても必要な場合は最小限度に留めてください。
- ④写真を掲載される場合は**必ず撮影対象の方に事前に了承を頂く**ようお願いします。
- ⑤必ず Word ファイルのまま shigakyo@cello.ocn.ne.jp へメールにてお送りください。

2、事業内容

【未成年者の相談に対応できるブラザーシスター相談員養成事業】

滋賀いのちの電話は「自殺を考える人の悩みや苦しみに耳を傾けているが、精神的な負担が大きいことなどから相談員は、なかなか増えない」。さらには認定までの受講単元や期間は全国での活動も視野に入れているため、長期の継続した研修であり、また全国の平均的な額ではあるものの受講料を徴収している。最近の社会経済状況も反映してか、相談員希望者も少ないのが現状である。

滋賀県における自殺の特徴である若年者と、高齢者の2峰化に対応するためにも、特に若者（未成年）の抱える課題に、身近に傾聴できる若年層の相談員を増やし、同世代の課題に対して理解できる専門的な学習を積んだ学生に特別な養成コースを設け、若年者の相談に対応したいと考えている。

現在県内で居住し、大学または大学院生を募集し、滋賀いのちの電話相談員として養成訓練する。なお、助成金で全ての養成経費を充て、学生には受講料は徴収しない。

【地域の傾聴講座の講師派遣事業】いのちの尊さを地域住民に伝えていく活動

自殺予防の重要性を地域や学校、事業所等出向き、一人悩んでいる人の声に耳を傾けることの効果を、体験から伝えていく事業をいのちの電話研修委員を中心に講師を派遣し、地域とともにいのちの尊さを考える活動を拡充していく。

3、事業成果

平成 25 年度は基礎講座を開設し、応募した学生 2 名に受講していただいた。

勉学中の学生の応募が少なくグループとして形態をなさないため、成人を含む講座に編入した形で養成している。

また、今後の個人的サポートが必要になると考えられる。

2 年目である平成 26 年度においては実務訓練を行い、電話相談の基礎と傾聴の実務訓練を受けていただいた。当初受講生は 2 名だったが途中で 1 名が中断したため、1 名となった。継続して受講した 1 名は 27 年 4 月認定し、以降実務についている。

平成 27 年度においてはグループでのサポートを月 1 回程度行い、年 1 回の個人サポートを受けている。

講師派遣事業では平成 25 年度から平成 27 年度までに地域における傾聴講座へ講師を派遣した。

平成 25 年 5 月 11 日 浜大津明日都

平成 25 年 6 月 15 日 浜大津明日都

平成 25 年 7 月 13 日 草津まちづくりセンター

平成 25 年 9 月 7 日 草津まちづくりセンター

平成 26 年 9 月 14 日 滋賀県立男女共同参画センター

平成 27 年 9 月 20 日 ピアザ淡海

4、今後の課題など

平成 26 年度に受講を決定した受講生は基本的講座は完了したが、実務訓練において欠課が発生し認定には至らなかった。今後未受講の未受講の実務訓練を補講して、単位を取得して認定を行う予定である。